

ゆうすい 議会だより

令和2年8月18日発行 第63号



『栗野中学校 合唱コンクール』

今年は「3密」を避けて
実施されました

第2回臨時会・第2回定例会

主な内容

- 定例会・臨時会の概要等・・・P2～
- 議決事項等・・・・・・・・・・P3～
- 一般質問・・・・・・・・・・P5～
- どうなった私の陳情書・・・P15
- 地域だより・・・・・・・・・・P16

第2回臨時会・第2回定例会

一般会計補正予算
14億3928万6千円を追加



総額88億3012万2千円に

第2回臨時会を5月8日に開催し、承認3件、教育長の任命と固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う同意4件及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を含む各会計補正予算に関する議案4件が提案されました。

また、第2回定例会が6月5日から23日までの19日間の会期で開催されました。本定例会では、報告1件、諮問2件、承認1件、農業委員会並びに教育委員会委員の任命と固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う同意、条例の一部改正、財産の取得及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を含む各会計補正予算等33件が提案されました。その中で、教職員の定数改善等に係る意見書採択の陳情については、その陳情を採択し、それに伴う意見書を原案のとおり可決しました。

一般質問では、議員9名が19項目について質問しました。

なお、各議案の採決結果については、P3～4のとおりです。

体育施設費

2979万円

コミュニティ助成事業を活用した吉松体育館前広場へ新たにコンビネーション遊具等を設置する費用



義務教育振興費

3867万円

国の公立学校情報機器整備費補助金を活用する町内小・中学校の児童生徒一人一台のタブレット購入費が主なもの



新型コロナウイルス感染症対策費

11億688万円

子育て支援給付金、商工業経営持続化給付事業補助金、プレミアム付商品券事業補助金及び農林水産業等経営持続化給付金など、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての町独自施策の計上と国の特別給付金の支給に要する経費の計上

こんなことが決まりました

議案		提案理由等	結果	
第2回臨時議会	承認1号	専決処分の承認を求めることについて(湧水町税条例等の一部を改正する条例の制定について)	湧水町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項に基づきこれを報告し、承認を求めるもの	承認
	承認2号	専決処分の承認を求めることについて(湧水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	湧水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項に基づきこれを報告し、承認を求めるもの	承認
	同意1号	教育長の任命について	教育長の任期満了に伴い、新たに鹿児島市城西 平 幸二氏を教育長に任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるもの	同意
	同意2～4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、湧水町幸田 柿川邦宏氏、松本貢氏及び同川添 福島勝男氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの	同意1件、不同意2件
	議案31号	令和2年度湧水町一般会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億6千6百13万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5千6百97万円とするもの	原案可決
	議案32号	令和2年度湧水町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1千13万円とするもの	原案可決
	議案33号	令和2年度湧水町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3百20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億3千6百44万7千円とするもの	原案可決
	承認3号	専決処分の承認を求めることについて(湧水町税条例の一部を改正する条例の制定について)	湧水町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項に基づきこれを報告し、承認を求めるもの	承認
	議案34号	令和2年度湧水町一般会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千7百21万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1千4百18万1千円とするもの	原案可決
	報告1号	令和元年度湧水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	令和元年度湧水町一般会計予算を令和2年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもの(繰り越した事業:9事業 繰越額20億6千8百69万1千円)	—
第2回定例会	諮問1～2号	人権擁護委員候補者の推薦について	人権擁護委員法第6条第3項の規定により、湧水町川添 桑畑房子氏及び同木場 北蘭由美氏を推薦するもの	適任
	承認4号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度湧水町一般会計補正予算(専決第1号))	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1百85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1千6百3万1千円とするもの	承認
	同意5～19号	農業委員会委員の任命について	農業委員会の委員の任期満了に伴い、湧水町中津川 小野惟士氏、同米永 久美田親見氏、同北方 福島昌信氏、同幸田 重村耕一郎氏、同川添 桑原佐年氏、同木場 谷園三郎氏、綾織まち子氏、梶重明氏、中原和見氏、神掛ちず子氏、同鶴丸 前田裕男氏、同川添 永野マリ子氏、同川西 田島孝二氏、宮田幸雄氏及び同稲葉崎 興邊雄次氏を、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求め任命しようとするもの	同意12件、不同意3件
	議案35～36号	財産の取得について	令和2年度消防ポンプ自動車購入事業により、消防ポンプ自動車1台を2千3百71万6千円で、令和2年度霧島演習場周辺消防施設設置助成事業により、消防ポンプ自動車1台を2千5百30万円で、いずれも鹿児島森田ポンプ株式会社より取得したいため、地方自治法第96条第1項第8号及び湧水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの	可決
	議案37号	湧水町過疎地域自立促進計画の変更について	平成28年度から令和2年度までの過疎地域自立促進計画の一部を変更したいため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの	可決
	議案38号	湧水町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に基づき、被保険者支援及び感染拡大防止を図るため、湧水町国民健康保険条例の一部を改正しようとするもの	原案可決

	議案	提案理由等	結果	
第2回定例会	議案39号	湧水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に基づき、鹿児島県後期高齢者医療広域連合において、被保険者に傷病手当金を支給しようとするもので、その支給に必要な申請事務を市町村で行うため、本町においても必要な条例改正を行うもの	原案可決
	議案40号	湧水町公園条例の一部を改正する条例の制定について	みどりの回廊の老朽化した設備の解体工事が完了したことに伴い、不要となった施設を条文から削除しようとするもの	原案可決
	議案41号	湧水町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	昨今の厳しい経済情勢や財政状況に対応するため、町三役の給料の支給額をそれぞれ減額しようとするもので、令和2年6月1日から令和2年7月31日までの2か月間、町長の給料の額について現在の独自減額率に、さらに10%を加え減額し、副町長及び教育長の額について現在の独自減額率にさらにそれぞれ5%を加え減額しようとするもの	原案可決
	議案42号	令和2年度湧水町一般会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億1千2百44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2千8百47万1千円とするもの	原案可決
	議案43号	令和2年度湧水町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千1百38万円とするもの	原案可決
	議案44号	令和2年度湧水町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ686万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千3百31万6千円とするもの	原案可決
	発委1号	湧水町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	下段参照	原案可決
	陳情1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	P15参照	採択
	同意20号	教育委員会委員の任命について	教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに、湧水町中津川 有田知左登氏を教育委員会委員に任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるもの	同意
	同意21～22号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、湧水町川西 山下信也氏及び同北方 郡山 学氏を、新たに、固定資産評価審査委員会委員に選任したいため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの	同意
	発委2号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書について	P15参照	原案可決
	議案45号	工事請負契約の締結について	280MHzデジタル同報無線システム整備工事を、3億3千4百3万7千円をもって、株式会社 九電工 鹿児島支店が落札したので、この工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び湧水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの	可決
	議案46号	令和2年度湧水町一般会計補正予算(第4号)	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億65万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3千12万2千円とするもの	原案可決

湧水町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定を可決

新型コロナウイルス感染症については、感染者数はピーク時に比べ大幅に改善されているものの、大都市圏で引き続き感染者が発生し、第2波・第3波が懸念されております。

また、緊急事態宣言のもとでの休業要請等により経済面においてはリーマンショック以上の大きな影響があると言われ、次第に町民の経済生活にも波及しており、町当局でも様々な経済支援となるような各種施策を計画・実施されております。

そこで、湧水町議会では、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議会運営委員会委員長からの議員発委により提案し、全会一致で可決しました。

内容については、新型コロナウイルス感染症による町民生活や地域経済への影響が深刻化するなか、一層の支援が必要なことから、議会議員に支給される令和2年6月期の期末手当の支給率を20%減額し、その財源を新型コロナウイルス感染症対策事業の推進に充当することを目的として、改正するものです。

町政を問う 9人が質問

◆一般質問目次◆

ここが知りたい!!
ここが聞きたい!!



成政 晃 議員

P10

1. 動物愛護に関する本町の取り組みについて



中村 和博 議員

P6

1. 新型コロナウイルス感染予防対策に関する評価等について
2. 町総合計画等策定の在り方について



宗 照夫 議員

P11

1. 新型コロナウイルスへの対策及び支援等について
2. 防災計画について
3. 教育長の教育方針について



小川 忍 議員

P7

1. 避難所での新型コロナウイルス感染予防対策について
2. 失業者等の臨時的雇用救済の考えについて
3. 減収世帯を対象とした家賃や水道料金等公共料金の救済措置について
4. 財源確保による事業計画の見直しについて



境田 公明 議員

P12

1. 今後の新型コロナウイルス感染対策について



吉永 義和 議員

P8

1. 農家の安全対策及び農業振興の面から農作業安全緊急対策支援について
2. 県河川湯谷川の寄洲除去について



橋元 義嗣 議員

P13

1. 防災対策について
2. 新型コロナウイルス発生に伴う支援策について



山元 明 議員

P9

1. 産業廃棄物処理施設について
2. 中学校の統廃合について



植林 伸洋 議員

P14

1. 子ども発達支援センターへの給食提供について
2. 新型コロナウイルスによる休校について

中村 和博 議員

新型コロナウイルス感染予防対策は

町長 国等と連携し予防に努めている

問 外出自粛等の町民に十分周知され実施されていたのか。

町長 私自身による放送を含め防災行政無線放送や旬報便等で繰り返し要請した。効果はあったものと考えている。

問 役場の来庁者対応窓口のビニールシートによる遮蔽用具は、材質・サイズ等に改良の余地があるのでは。

町長 早期設置を最優先で設置した。町民の意見等があれば検討したい。

問 町内で実施した感染予防対策の評価と教訓について伺う。

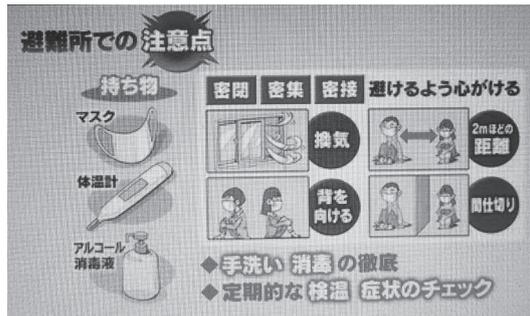
町長 三密の回避や不要不急の外出の自粛等をお願いと医療関係等へのマスクの配布を行い、感染予防に努めている。評価と教訓は今後整理する。

問 感染経路不明で発生するようない状況に備え、庁舎内でも隣りの机との間に間仕切りの準備が必要では。

町長 私には職員の方には職員の健康を守る責任があり、必要な物は準備すべきと考えている。

問 問仕切りは避難所にも必要である。本町の避難所管理運営マニュアルは感染症予防

対策を考慮したものに直されているのか。
町長 新しく配置した防災管理官を中心に鋭意見直しを行っているようになっている。



問 防災活動支援やサージカルマスク等の取得を計画しているが、町内の医療関係者等へ支援する分も計上しているのか。

町長 この事業では22の避難所として調達を計画しており、緊急時にはこれを医療関係者等への支援に充てる。

問 町内経済への対応は。

町長 様々な業種で売り上げや受注の減少等の課題が拡大しており、国の支援に該当しない事業者に対し、町独自の支援を実施している。

問 休校による学習機会減少への対応策は。

教育長 年度の学習計画において台風災害等に備え予備時間を計画しており、今回の休校による学習時間の減少は各学校ともこの範囲内であり対応が可能である。

問 この予備時間は総合学習や行事等に使うよう計画されており、これを全て休校による学習時間減少対策に使うと行事などの実施が困難になるのではないか。

教育長 各学校は学習計画の見直しを進めており、夏休み期間短縮の可能性もある。

問 町内はもとより周辺自治体にも感染経路不明の感染者が

いないという平易な状況では、空き教室の活用・分散登校・分散授業による三密の回避とマスク着用と手洗いの励行という感染予防対策を実施すれば児童生徒の安全は確保でき、休校ではなく授業継続が選択できるのではないかと。
教育長 国県並びに各市町村の動向を注視しながら検討する。

町総合計画策定の在り方について

問 総合計画等の重要文書は議会の承認を得るようには。

町長 法令や条例の趣旨を踏まえ議会の承認を得ることになる。

小川 忍 議員

避難所での新型コロナウイルス感染予防対策は

町長 3密については万全を期す方針

問 本格的な梅雨期となり、避難を余儀なくされる方々がおられるが、今季の避難所での対応はこれまでとは格段の違いがあり、あらゆる事態を想定し、特に3密防止（密閉・密接・密集）を基本に「自分の命を守る」「他人の命を守る」と言う、最重要な対策が求められるが万全か伺う。

町長 3密防止対策については、避難所内での安全な距離、室内の換気、間仕切りで感染予防対策を考えております。マスクの着用、衛生用品の準備、トイレ等の衛生管理に万全を期す方針であります。

問 この様な特別な災害については、自助、公助、共助を基本に、町民にも日常生活の中で常に認識してもらって緊急時に即、協力が出来るような体制づくりや、地域での組織づくりが必要と思われるが、それには住民への周知と定期的な訓練と体験を重ねる事が大事と申すかどうか。

町長 今回のような特殊災害については、防災訓練と3密を避けるため縁故避難等を含む、避難所の拡大や分散型を検討します。

失業者等の臨時的雇用救済の考えは

要望に応じて対応します

問 今回の影響で、失業や内定を取り消された人を対象に、臨時的雇用救済の考えはないか伺う。

町長 現在のところ、要望や相談はありませんが、今後、第2波への警戒も強まる中、要望がある場合は、相談者の履歴や資格等を総合的に判断し、対応する職種への配置を検討いたします。

減収世帯を対象とした家賃や水道料金等の救済措置について

要望に応じて対応します

問 今回の影響により、休業や休職等で収入減となった世帯

を対象に、家賃及び水道料金等の公共料金の救済措置の考えはないか伺う。

町長 公営住宅等に於いては、家賃の減免を行うよう対応しております。水道料については、支払い猶予対応を行っております。減免等については、国からの2次補正の中で検討して参ります。

財源確保による事業計画の見直しについて

事業見直しの検討あり

問 現在、終息がコロナウイルス感染は第2波が予想され、自主財源に乏しい本町は、依存財源に頼っている財政状況を考えた時に、緊急性の低い事業等の見直しを行い新型コロナウイルス対策救済事業等に充当する考えはないか伺う。

町長 子育て事業、商工業及び農林業等、各種支援事業を実施計画していますが、財源は国からの地方創生臨時交付金が主で、また、不足する財源は、財政調整基金を取り崩して充当する考えです。なお、緊急性の低い事業の見直しを行うに伴い、今回の影響により、各種イベント等が中止の予定であり、その財源を充当する事が出来ません。

問 限られた財源のもとで無駄を無くし、本当に町民が望む活かされた財源の活用が大事で、過去にとらわれず将来を見据えて抜本的な改革を行い、町民を活かす支援をしなければ本町の未来はないと思つが。

町長 町民に支持される事業は当然であり、限りある財源で費用対効果も考え、歳入歳出の整合性を図りながら、歳入努力も行い町民の期待に応えたいと思つます。

吉永 義和 議員

農作業安全緊急対策支援について

町長 免許取得等の支援は今後研究を重ねたい

町長 農耕トラクタ送車両法の見直しにより農耕トラクタに作業機を装着して公道を走行できるようにしたが、各種の法令を遵守しなければならぬ農家への周知を伺う。

レール」による公道走行については大型特殊免許が必要となることから農機具販売業者等が昨年から個々に農家等へ周知を行っており。町においても広報・旬報等で周知します。

問 トレーラタイブの農作業機をけん引した農耕トラクタの公道走行が可能とあるが、道路交通法による運転免許について。

町長 大型特殊免許が必要な農耕トラクタで、車両総重量750kgを超えるけん引式農作業機をけん引する場合、けん引免許が必要となる。

問 町税条例の第80条に納税の義務、第91条に納税標識の交付申請及び車両への取り付けが定めてあるが交付状況は。

町長 賦課期日（4月1日時点）所有の軽自動車税の課税については、6,906台で、小型特殊自動車農耕用の課税は、851台です。なお31年度農耕用の標識の交付は45台です。

問 近年農作業機械化の大型化が進み今回の規制で大型特殊免許取得の必要な農家が増えている。緊急的に免許取得に対して支援する考えはないか。

町長 大型特殊免許の必要な「農耕トラクタ」及び「農耕作業用トレーラ」の持ち主の農家等には農機具販売業者等の周知により、大型特殊免許を取得された方々もおられます。また、役場に相談された方については、県立農業大学校でも低額料金で農耕車限定の大型特殊免許が取得できる旨の説明を行い県立農業大学校への斡旋もしております。

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
道路交通法	長さ 4.7m以下 幅 1.7m以下 高さ 2.8m以下 最高速度 15km/h以下 上の条件を全て満たすもの	左の条件を一つでも超えるもの
道路運送車両法	最高速度 35km/h未満 車検不要	最高速度 35km/h以上 車検必要
地方税法	道路走行には市町村交付のナンバープレートが必要	道路走行には陸運支局（自動車検査登録事務所）交付のナンバープレートが必要

道路走行に関する各種法令の主な規制対象

県河川湯谷川の寄り洲除去について

問 栗野小学校東門付近の上流湯谷川河川内に土砂が堆積し、木が茂り、寄り洲が形成されているため、台風や低気圧による集中豪雨でこれらが支障となり氾濫の危険性がある。地域の住民からも昨年の台風被害を受けて心配の声も多く寄せられている。河川管理者に対し、早急に寄り洲の除去を要請すべきと考えるが町長の所見を伺う。

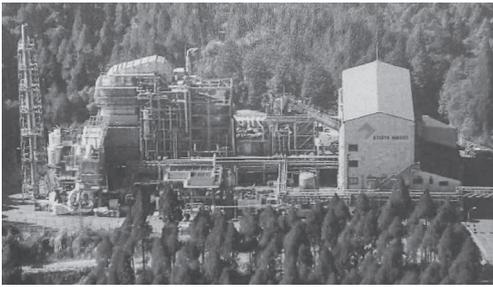


湯谷川河川内の寄り洲

町長 湧水町内には、県が管理する河川が18河川あり、毎年河川の伐採や堆積土砂等の除去について要望を行っております。昨年从今年にかけて、上村川、須屋川、幸田川、桶寄川の河川内の伐採や寄り洲除去等が行われております。湯谷川についても、本年度湯谷川水門から、県道栗野停車場えびの線の湯谷橋付近までの100m区間について、河川内の伐採等が計画されております。

山元 明 議員

産業廃棄物処理施設の設置はしないのか



九州北清㈱提供写真

町長 設置する方向で説明を受けている

問

以前、町内に産業廃棄物処理施設の建設が計画されていたが、未だに着工されていない。その理由は何か伺う。

町長

社会情勢の状況、建設費の増高等により建設を見合わせておりましたが、今後において、業者を選定し着工して参りたいとのことでありました。

問

九州北清株式会社は県の許可も取得していたと認識していたのだが業者の選定とは何か、また九州北清株式会社とは、これまでに何回くらいの協議がなされたのか。

町長

業者選定とは、運営は九州北清株式会社であるが、設置するための専門業者のことであり、また、これまでの協議については、数回立ち寄りられたり、私も担当職員とともに会社に出向いたりしております、その中で、い

つとは言えないが、設置する方向で事業の推進を図つ

ているとの説明をいただいております。

中学校統合の考えはないか

今後、生徒数を考慮して考える

問

本町には、2校の中学校があるが、両校とも少子化の影響で生徒が減少し、学業面やスポーツ面において、競争心に欠けるなどマイナスな面が多く、また、サッカー部等では、週に土曜日と日曜日の2日間だけ両校合同で練習して、各種大会に出場している現状で、日常の練習にも支障をきたしている状況である。よって、学業、スポーツ、協調性等、総合的視点から両校を統合して多様性のある、学校教育が望まれるがどうか伺う。

町長

質問の内容は良く理解できま

教育長

現在の生徒数は、栗野中学校6クラス137名、吉松中学校3クラス64名で計9クラス201名です。平成28年度に地区の区長（下川西地区）をはじめとする湧水町立吉松中学校施設等検討委員会が2回開催され、その検討委員会で教育委員会

す。統廃合することで生徒数が増え、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、社会性や協調性が育まれ一人ひとりの資質や能力向上に繋がると思われますが、現時点では中学校の統廃合は考えておりません。



吉松中学校全景

へ対し、吉松で培ってきた教育を大切にしたいので吉松地域に中学校を残し、小中一貫校として整備してほしいと要望があったことを承知しております。子ども達は地域の宝であり、子どもが地域に居ることで活性化が図られるものと思っております。このようなことを鑑み統廃合については、町長が先程申し上げましたとおり現時点での統廃合は考えてはおりませんが、今後、児童生徒数を十分考慮しながら考えて参りたいと思っております。

成政 晃 議員

動物愛護に関する町、町民の責任の明確化を

町長 施策事業等検討する必要がある

問

先の質問で、猫に関する近隣トラブルや避妊、去勢については、町としてはこれらについて支援の考えはないとの答弁であった。これについては、飼い主が避妊、去勢の手術を行う必要があると思う。しかしながら、一部の飼い主が動物愛護管理法に関して理解をされていないと考えるので、町、町民の責任を明確化するために、条例の設置を求めるものである。

町長

犬、猫等による近隣トラブルについては、令和元年度実績で、犬が2件、猫が5件です。犬については、「放し飼いになっている」、「猫については、「敷地内に糞尿をされて困っている」「多頭飼育で管理が出来ていない」「野良猫に餌を与える人がいる」となっています。対処としては、始良保健所と連携し飼い主に対して、

指導を行い、対策としては、広報を活用し適正飼養や糞尿の適正処理の啓発、啓発用看板を設置しているところ。住民から引き取りの相談も寄せられますが、動物愛護管理法施行規則等に基づき、保健所の引き取り条件が定められているため、条件が合わず、引き取りることができない事例が多いことが課題としてあります。今後も、始良保健所との連携を図りながら対応を行って参りたいと思います。

問

動物の愛護及び管理に関する法律、殺傷した時の懲役及び罰金など、どのようになっているか。また専任の担当を配置する考えはないか。

町長

令和元年6月、動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました。犬、猫の販売に關しましては、販売所の限定、幼齢の個体の販売制限、また、マイクロチップ装着

が繁殖業者等には義務化され、繁殖業者以外の方は、努力義務とされています。殺傷の罰則は「5年以下の懲役または500万円以下の罰金」となっております。また、専任の担当者の配置については、現在のところ考えておりません。

問

「殺処分ゼロ」を目指すための取り組みについて。

町長

犬、猫の殺処分ゼロの実現については、殺処分数を減らさざるを得なく、保健所への引き取り数を減らす対策が重要であると思えます。対策としては、犬、猫の適正飼養の啓発を行うことだと思えます。なお、始良保健所に保護された本町の頭数は、令和元年度実績で、犬が8頭、猫が4頭で、うち犬1頭が殺処分となっております。

問

町、町民の責任を明確化するため「動物の愛護及び管理

に関する条例」の制定をする考えはないか。

町長

動物の愛護及び管理に関する法律が目的とする「人と動物の共生する社会の実現」のためには、法律の定めだけではなく、町、町民が一体となって取り組むためのものと理解しますが、動物の愛護及び管理に関する条例の制定については、施策事業等検討する必要があると思えます。



議員 宗 照 夫

教育長の教育方針は

教育長 未来の夢，明るい希望に向かって全力投球

問 湧水町の教育にはばたく子どもたちを育て導くのか、基本的な考えについて伺う。

教育長 本町の教育行政の基本構想等を十分に踏まえながら、私のこれまでの教育理念でもあります次のようなことに努めて参りたいと考えてお

ります。まず第一に、「自分の命も人の命も大事にする命の教育」の推進、「差別や偏見の無い教育と人権教育の推進」「児童生徒等の健康安全と気力・体力づくりの推進」そして、「学力の向上」であります。「学力向上」は喫緊の課題と言っても過言ではありませんが、児童生徒等に「確かな学力」を身に付けさせるためには、なんと言っても教職員一人一人の「資質・能力」が高まらずして望めるものではありません。教職員一人一人が「分かる・楽しい授業の展開」に努め「確かな指導力」を身につけた教職員の育成に努めると共に「いじめ・不登校ゼロ」を目指したいと考えております。また、地域社会は「生活の基礎」であり、地域の「絆」や「信頼関係」を強化する場であることから「家庭・地域社会の教育力の向上」にも努め、「学校・家庭・地域社会」の連携を充分に図りながら、未来の夢や明るい希望に向かってはばたく「心豊かで

たくましく生き抜く子どもの育成」に全力投球して参ります。



新型コロナウイルスへの対策及び支援等について

問 世界的に新型コロナウイルスが、猛威を振るい感染者が増加し続けている。国内でも、社会・経済活動等、大きな打撃を受け、歴史的な大きな問題となっている。

このような状況の中で、新型コロナウイルス対策の特別な措置に基づき緊急事態宣言がなされ、国・県の対応に基づき本町の現状と今後の

取り組みについて伺う。

町長

新型コロナウイルスへの対応は国を中心とした感染予防対策が行なわれ、本町もこの対策と連携しながら、町民への情報提供と「三つの密」の回避、不要不急の外出自粛等へのお願い、医療関係機関等へのマスクの配布を行い、感染予防に努めている状況です。今後とも国・県と連携し、基本的な感染対策を継続していきます。

防災計画について

問

台風・大雨等大きな災害時に、新型コロナウイルス感染やその他感染等に対応する中での避難所の設置や環境の整備等の計画について伺う。

町長

避難所を設置する場合は、町が開設を予定する避難場所として、避難準備・高齢者等避難開始発令時に高齢者

等用2カ所、障害者対応用1カ所の避難所を開設し、避難勧告発令時に最大23カ所の避難所を開設する計画です。避難所の環境の整備等について、避難所内での3密防止対策を主体に、当面、避難所内の安全な距離の確保、定期的な屋内の換気対策を行います。また、感染症対応地方創生臨時給付金を活用した、間仕切り等の購入・活用を考えております。



境田 公明 議員

今後の新型コロナウイルス感染対策について

町長 本町独自の支援策も検討する

問 感染がこのまま収束に向かった場合においても自営業者（商工農業者）に対するさらなる支援を考えたほうがいいか伺う。

町長 今回、国の新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら地域経済や住民生活の支援を新

たな緊急経済対策として本会議において、予算を計上しております。また、収束後についても、引き続き、県の支援も含め、本町独自の支援策も同時に検討して参ります。

問 ふるさと納税で、新型コロナウイルス感染対策の寄付を募る考えはないか。

町長 項目を増やすことは重要であるので検討していきたい。

問 現在借り入れをしていて、希望する自営業者に利子補給をする考えはないか。

町長 終息後の農商工業者で影響のない方はいないと思いません。臨時交付金の要件に満たされるような支援事業であれば活用していきたい。

問 畜産で牛の導入資金がありませんが、その枠の拡充はでき

ないか。

町長 貸付事業等制限がありますが、その拡充をすることで、基幹産業である農業の発展につながるので前向きに考えていきたい。

問 感染被害が、県内や身近に起きた時、町でできる、医療福祉・保育学校・対策は、

町長 県内や身近に起きた場合、まず、感染に関する情報を把握し、それを施設等に提供し、基本的な感染症対策を促します。そして、感染の拡大が懸念される場合は、臨時的な休業や休園の要請を行います。また、施設等で感染者が発生した場合は、県と連携し対処方針を決定し、感染が拡大しないように対応していきます。

教育長 身近な地域で新型コロナウイルスが発生した場合は、2月25日に文

部科学省から通知された対応を踏まえ、濃厚接触者の特定を実施するとともに、県や学校医、保健所と十分な連携の上で学校保健安全法に基づく出席停止や臨時休業などの必要な措置を講ずるとともに、各学校では、臨時休業中の学習支援や心のケアを含めた健康チェック等を行うこととしています。

問 医療関係や保育園等で、町の備蓄品の配布は可能であるか。災害時やこのような緊急時にはマニュアルを作る必要があると思うが、どのように考えるか。

町長 今回、マスクは医療、学校関係に一部活用しました。その分の在庫の積み増しは予算をお願いしたところであります。詳細なマニュアル化は、重要ですので対策をしていきます。

問 霧島市は小中学校の2回目の休校時全学年に自習室を午後3時まで開放し児童クラブは通常どおりの時間帯の開所だった。今後の対応は、教育委員会と学童クラブの連携は、どのように考えているか。

教育長 教育は教職員が携わる必要があると思います。連携をする必要はあります。

問 今回の予算でも県と町で5回分の給食の食材費予算が出ているが、親の負担軽減対策として給食費の無料化はできないか。

町長 国の支援事業に該当するかが、ポイントであると思えますが、子育て支援については、対応していきたい。

橋元 義嗣 議員

今後の防災対策について

町長 避難所は幅広く
選択できるように考えたい

問 感染症発生時
に伴う避難所の
在り方について伺う。

町長 感染症発生時
に伴う避難所の
在り方につきましては、避
難所は広く分散して開設す
る分散避難型のほうが、感
染症の集団発生リスクを低
減できると考えられます
が、拠点避難所は、被災者

二丁ズの把握、医療、保
健、食事の提供等の機能を
提供するうえで、利便な面
もありません。災害の種類や
被害の程度、管理すべき感
染者等の数等を考慮して、
町が開設を予定する避難場
所は、避難準備・高齢者等
避難開始発令時に高齢者等
用2カ所、障害者対応用1
カ所、避難勧告発令時に最
大23カ所の避難所の他、湧
水町公営住宅等、親戚や友
人の家等への避難、車中泊
も含めて、幅広く選択でき
るように考えたいと思いま
す。

問 町民全体を含
めた防災訓練を
実施する考えはないか。

町長 来年2月21日
に防災訓練を実
施したいと考えています。
その前段に各地区において
災害の状況が違つたため各地
区別に防災教室を危機管理
官、防災マネージャー等を
利用しながら実施したいと
考えています。

新型コロナウイルス発生に伴う支援策について

問 新型コロナウイルス
発生に伴
い職を失つた方々や休職を
余儀なくされた方々への家
賃の減免、支援などは考え
られないか伺う。

町長 今回の新型コ
ロナウイルス感
染症の影響により事業活動
を縮小して休業等を行った
結果、収入が著しく低下し
た方を対象に、湧水町公営
住宅管理条例第16条により
家賃の減免を行うよう対応
しております。これまでに、
数件の問い合わせがありま
したが、社会活動の再開等
により、家賃の減免申請ま
では至っておりません。

今後においても、入居者か
らの相談等に対応して参り
ます。

問 昨年まで硫黄
山噴火により災
害を受け、今年は新型コロ
ナウイルス発生により打撃
を受けた農家への支援策は

あるのか。

町長 町の支援であ
りますが、国の
支援に該当しない売上が
前年同月比で20%以上から
50%未満減少している法人
に25万円・個人事業者に15
万円の支給があります。町
の支援につきましても、業
種の指定はしておりません
が、商工会会員になること
が要件となつていたため、
今回、国の新型コロナウイ
ルス感染症対応地方創生臨
時交付金を活用しながら農
林水産業の方々が申請でき
るよう本議会において、予
算を計上しております。

問 茶生産者の
方々が「日本一」
を目指して頑張つておられ
るにも関わらず、特に今回
の新型コロナウイルス発生
に伴い需要減、価格低迷と
なりダブルの打撃を受けて
いる。支援策はあるのか。

町長 新聞等で茶の
価格が過去最低
であると知りました。危機
的狀況であります。町では
新型コロナウイルス対策農
林業持続化給付金等を準備
しておりますが、何とか国、
県を含めて支援策を考えて
いきたい。



植林 伸洋 議員

子ども発達支援センターへ給食の提供を

町長 特区法の認定で学校給食の提供は可能

ます。伊佐市は、この特区法を使って提供をしています。

問 この構造改革特別区域法の認定を受ければ、湧水町でも学校給食を提供できるでしょうか。

町長 伊佐市を前提に申し上げますと、その手続きを踏めば提供は可能だと思います。

問 子どもたちのために、学校給食の提供を行う気持ちはあるのか。

町長 子育て支援の一部であり、考えていないと言ったことはありません。重要なことだと感じています。



新型コロナウイルスによる今後の休校対策は 子どもの居場所確保に向けた取り組みを推進

問 新型コロナウイルス拡大防止のため、児童クラブを開所した中で、学校休校に対する疑問の声を聞いた。今後の休校要請に対し対応をどうするのか伺う。

町長 国からの考え方が示されており、この考え方に基づいて開所していくことになりま

町長 学校の特別支援をいただきました。今言われたいような事が出来るのであれば、やって行きたいと思います。

教育長 必要があれば学校職員も行って、都合が付けば積極的にやらせて貰いたいと思っております。

教育長 子どもの居場所確保に向けて、取組方策として、感染予防に留意した上で原則として開所することと依頼があり、今後その取組を推進したいと考えます。

問 児童クラブの支援員に対し、いきなり1日の拘束はかなり酷なところがあったのでないか。午前中は学校で、午後は児童クラブでの預かりは、今後考えられないか。

町長 相当な注意を払ってやって行かないといけない、最大の感染防止対策をし子どもたちが明るく元気に過ごせるようにして行く必要があると思います。

問 休校中の児童生徒への現状把握や生活指導等は、行われたのか。また、スマホ・SNS等の利用状況はどうだったか。

教育長 不要不急の外出自粛の指導、ネット等の利用の際のマナーやモラル等を指導するようにお願いしました。ネット利用は小中学校とも外出自粛に伴い利用が増えたと考えます。

問 子どもたちもかなりストレスが溜まったのでは。テレビやスマホの画面を消し楽しい音楽を聴くことで脳に好影響を与え、ストレス発散することが出来る。このような方法を今後考えられないか。

教育長 とても大事だと思います。学校や行政だけでなく、家庭の協力も必要と考えております。

どうなった!

私の陳情書

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情者：湧水町稲葉崎 山口 武文 氏

陳情は、2021年度政府予算編成において、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の2項目を内容とする意見書を、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関に提出することを求めるもの。

記

1. 子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するために、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

採択

義務教育費国庫負担を2分の1に復元すれば、地方自治体の負担を軽減することになるため、陳情の趣旨は理解できる等により採択。

意見書提出

採択した2項目を含めた「教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」を議会本会議に提案し、原案のとおり可決しました。

※衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び関係各大臣宛てに意見書を提出しました。

● 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について、町当局へ要望 ●

新型コロナウイルス感染症については、感染者数はピーク時に比べ大幅に改善されているものの、引き続き感染者が発生し、第2波・第3波が懸念されています。

本町では幸いにも現在まで感染者は発生していませんが、予断を許さない状況です。

このように状況が刻々と変化する中において、本町では感染予防は勿論のこと、生活面においても、経済の下支えとなるような各種施策が計画・実施されています。

そこで、湧水町議会では、新型コロナウイルス感染症拡大を災害と捉えて、災害対策調査特別委員会で議論を深め、この新型コロナウイルス感染症から町民の生命、健康そして生活を守るため、町が実施する対策に全力での協力を誓うとともに、今後の対応については、次の事項について十分配慮されるよう、町当局に要望書を提出しました。

1. 適時適切な情報提供を行い、町民の不安解消に努めること。
2. 新型コロナウイルス感染症に対する総合的な相談窓口を設置すること。
3. 台風・大雨等の災害時における、新型コロナウイルス等の感染症に対応する避難所の設置計画や避難所運営マニュアルを準備すること。
4. 医療用資材を計画的に備蓄するとともに、迅速な配布を可能とする体制を構築すること。
5. 高齢者及び弱者への日常生活の支援、防疫指導を十分に実施すること。
6. 各種個人事業主、および中小企業に対し、必要な経済的支援を行うこと。
7. 小学校・中学校は極力休校しない方策を検討するとともに、やむなく休校した場合は、低下した学力回復のための必要かつ十分な対策を行うこと。



議会の動き

月	日	曜日	議会の動き
4	2	木	・広報編集委員会
	3	金	・県町村議会議長会理事会
	9	木	・広報編集委員会 ・議会活性化等調査特別委員会 ・議員全員協議会
	15	水	・広報編集特別委員会 ・環境管理組合議員協議
	22	水	・広報編集委員会
	23	木	・例月出納検査 ～24日まで
5	28	火	・町土地開発公社監査
	1	金	・議会運営委員会
	7	木	・議員全員協議会
	8	金	・第2回議会臨時会
	18	月	・議員全員協議会 ・議会活性化特別委員会
	21	木	・伊佐北始良環境管理組合全員協議会 ・例月出納検査 ～22日まで
	25	月	・議会運営委員会
	26	火	・議員全員協議会 ・議会活性化特別委員会議員定数対策小委員会 ・議会活性化特別委員会開かれた議会対策小委員会

月	日	曜日	議会の動き
5	27	水	・県町村議会議長会 臨時理事会
	28	木	・町土地開発公社理事会
	29	金	・町防災会議
6	2	火	・災害対策調査特別委員会
	3	水	・議会運営委員会
	4	木	・議員全員協議会
	5	金	・第2回議会定例会 ・開かれた議会対策小委員会
	8	月	・各常任委員会
	9	火	・町農業再生協議会総会 ・町農業農村推進協議会
	11	木	・本会議（一般質問）
	12	金	・本会議（一般質問）
7	19	金	・議会運営委員会
	22	月	・議員全員協議会
	23	火	・最終本会議 ・議員全員協議会
	24	水	・新型コロナウイルスに係る要望書提出
	25	木	・例月出納検査 ～26日まで
	29	月	・川内川上流河川改修期成同盟会 (水質改善施設に伴う要望) 宮崎県知事宛陳情

地域だより

米永地区では、村づくり推進部を設置し部長・副部長を中心に部員は地域住民で環境整備等の活動を行なっています。

主に県道55号加治木・栗野線、綿打川沿いの町有地で平成21年から緑の募金事業で桜の木を80本植栽してから10年が経ち、花見ができるほどの大きさになりました。

また、米永分団消防詰所の駐車場前にある土地を嵩上げし、コスモスの種を蒔き秋には満開のコスモスが観ることが出来ます。



村づくり推進部としては、湧水町の西の玄関口でありますので、四季折々の花を楽しんで戴けるよう活動しています。

(仮屋 良二)

米永地区



傍聴にお越しく下さい。

次の定例会は9月上旬です。

後編集

今季、発生した新型コロナウイルスは、社会全体に甚大な影響を及ぼしており、未だ終息が見えず、今後、第2波・第3波が予想され予断を許さない状況にあり、不要不急の外出等はなるべく避けて、3密(密会・密集・密接)の回避を順守しながら、感染拡大防止に努めつつ、熱中症にも注意したいものです。

第2回定例会は、新型コロナウイルス対策事業等が主な議題でありましたが、各種の支援事業が可決されました。

議会だより第63号につきましては、読者の方々によりわかりやすく記載したと思いますが、不明な点がありましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

(山元 明)

議会広報編集特別委員会

委員長	橋元 義嗣
副委員長	仮屋 良二
委員	植林 伸洋
同	宗 照夫
同	山元 明
同	亀澤 中